

環境影響評価書案審査意見書

「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
（公印省略）

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：日本電子株式会社
代表者：代表取締役社長兼CEO 大井 泉
所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
- 対象事業の名称及び種類
名称：日本電子昭島製作所建物更新計画
種類：工場の設置
- 対象事業の所在地
所在地：東京都昭島市武蔵野三丁目地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における最大値については、規制基準を満たすものの概ね同値であり、かつ、その出現地点は医療施設等に近接する西側境界付近であることから、騒音・振動の影響が懸念されるため、環境保全のための措置を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置を検討し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。